

令和2年度 第2回兵庫県国民健康保険運営協議会

- 1 日 時：令和2年11月25日（水）13:30～14:15
- 2 場 所：兵庫県学校厚生会館 2階大会議室
- 3 出席者：足立会長、臼井委員、笠井委員、守殿委員、北浜委員、高委員、竹内委員、細川委員、森口委員（14名中9名出席）
- 4 議 事：
 - (1) 兵庫県国民健康保険運営方針の改定について
 - (委 員) 新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金を特例的に支給するということになっているが、特例ということとは期限を区切っているのか、それとも今回のコロナに限ってのことなのか。
 - (事務局) 傷病手当金の支給は、被用者保険の場合、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するとともに、早期の職場復帰を図るために制度化されているが、国保ではあくまでも新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として行っている。そのため、コロナに限定した制度であり、財源措置もその範囲内なので、制度を一般化することは難しい。
 - (委 員) 財源は国費なのか。コロナに限って国費が措置されるのか。
 - (事務局) 国の支給基準に基づき支給するものは、すべて特別調整交付金の国費で財源措置され、保険料負担とはならない。

なお、今回追記するのも新型コロナウイルスに限った記載であるが、できる市町だけが実施するというわけではなく、県内全市町が実施するということと、できるだけ速やかに実施するというのが制度創設の趣旨なので、そういった考え方についてもあわせて記載した。加えて、申請なども窓口に来ないでもできるような対応を講じる等、新しい生活様式に合わせた運用についても、新型コロナウイルス対策の一つとして新たに記載した。
 - (会 長) 資料1-3の13ページでインセンティブ制度について記載されているが、これは同一所得・同一保険料が実現されるまでの制度なのか、それともそれ以降も恒久的に存続するものなのか。
 - (事務局) 県2号繰入金によるインセンティブ制度自体は現在もあり、保険給付費の3%相当分を2号繰入金として県の一般会計から国保特会へ繰り入れるもので、市町の医療費適正化等の取組に応じて配分している。

今回あえて記載しているのは、医療費水準を反映しない、かつ収

納率についても県下同一に取り扱うという納付金算定上の統一とセットの取組として、このインセンティブを用いて、努力に応じた保険料設定ができるようになるということを表すためである。県2号繰入金自体は市町の努力に応じた配分ができる制度である限りは、今後もこれを用いることによって医療費水準の平準化や収納率の高い水準での平準化に取り組んでいただきたいと考えている。

(会 長) 答申については、今ご説明いただいた改定案のとおりとしてよろしいか。

(出席委員) 異議なし。

(会 長) それでは資料1－4の答申(案)のとおり答申することとする。

(2) 兵庫県国民健康保険運営協議会運営規程の改正について

(委 員) 資料2には政府方針と同じく押印の廃止ということが記載されていて、そういうものだとして理解していたが、改正案を見ると、署名もあわせて廃止することとなっている。しかし、それでは確認したという行為について、オーソライゼーションされていないことになるのではないか。また、書面でのやりとりも廃止するというのなら、電子決裁システムを作らないと、メールのやりとりといっても、メールのアドレスが正しいからといって、メールがそこに届いているかわからないし、同じような名前の人が勝手にメールを受信・返信して、本人が知らない間に確認したことになってしまうという可能性も十分に考えられる。私自身、他者からメールが誤って送られてきたことが何度もあるので、そういった観点も踏まえ、今回は押印のみ廃止すればいいのではないか。

もう一つ、こういった取り扱いは附属機関毎に決めないで、県としてどのような電子決裁、電子署名が必要なのか等、システム化することを考える必要があるのではないか。コンピューターウイルス等の問題もあるので、普通にメールで送るだけだと、改ざんされる可能性も十分にある。そのあたりについてもご検討いただきたい。

(事務局) 現在の県の方針では、登録された本人や本人の所属する団体のメールアドレスを用いた本人確認が手段の一例として示されている。しかしながら、委員ご指摘の可能性もあるので、所管する部署と調整しながら、今後、どのような取り扱いとすべきか検討させていただきたい。今回については、押印のみ廃止するという形で運用を変更させていただきたい。

(会 長) 委員の意見を踏まえ、署名・押印を廃止し、メールで確認するという案を、押印のみ廃止し、署名及び郵送による確認を行うという運用

に改めるということによろしいか。

(出席委員) 異議なし。

(会長) では、当審議会としてはこの形で本日の会議録の確認をしていただくこととする。もう一つの点については、県全体としてどういう方針とするのかについては、当局で検討していただきたい。

(3) 令和2年度 兵庫県国民健康保険の運営状況について

(委員) 保険料の減免について、全国に占める県の減免決定件数の割合が約7.3%、減免決定額が約7.0%となっている。兵庫県の県勢からすると少し高めかと思われるが、全国的にどの辺に位置しているのか。

(事務局) 全国的な順位の情報を持ち合わせていないが、ご指摘のとおり割合でいえば県勢と比較して高くなっており、感染者数の多さと連動していると思われる。

(4) 赤字市町の状況について

(委員) 赤字の状況には人口の減少も関係しているのか。特に三木市などは人口の減少が多く、大変だと思われる。

(事務局) 新聞でも三木市の国民健康保険財政が赤字であるという記事が掲載されていた。赤字の理由について、三木市の担当者は被保険者数の減少が想定よりも多く、保険料がなかなか集まらないことが原因と考えており、今後も被保険者数は減る一方で医療費は伸びていくことが想定されるため、保険料を上げざるを得ない状況にあり、そこをどうしていくか市町も悩んでいる状況である。

以上